

## ＜四 銀＞積立投信取扱規定

(投資信託定時定額購入取引)

株式会社四国銀行

### 第1条 (規定の趣旨)

この規定は、お客さまと株式会社四国銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、投資信託の定時定額購入取引に関する取り決めです。

### 第2条 (定時定額購入取引)

定時定額購入取引（以下「本取引」といいます。）とは、毎月1回お客さまが指定する口座振替日（1日から月末までの任意の日、ただし月末日でない28日・29日・30日は指定できないものとします。）に、ご指定の預金口座からお客さまが指定する一定の金額を自動的に振替えて投資信託を購入する取引をいいます。なお、お客さまが当行の「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款（以下、本項において「NISAに関する約款」といいます。）」に基づいて、非課税口座に設けられた累積投資勘定で行う取引（以下、「つみたてNISA」といいます。）では毎月1回、5日・10日・15日・20日からお客さまが選択された指定日に口座振替を行います。

### 第3条 (購入ファンドの選定)

1. 本取引によってお客さまが購入できる投資信託は、当行が定める追加型証券投資信託受益権（以下「対象ファンド」といいます。）とします。なお、お客さまが当行の「NISAに関する約款」に基づいて、「つみたてNISA」で買付けをすることができる投資信託の銘柄については、当行が選定する銘柄のみを対象ファンドとします。
2. お客さまは、対象ファンドの中から購入する追加型証券投資信託受益権（以下「指定ファンド」といいます。）を指定し、本取引を申込みものとします。

### 第4条 (申込方法)

1. お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当行に提出することによって本取引を申込みものとし、当行が承諾した場合に本取引を開始するものとします。
2. 申込にあたっては、指定ファンドの自動けいぞく投資口座を開設していただきます。ただし、すでに指定ファンドの自動けいぞく投資口座を開設済みの場合は、この限りではありません。
3. お客さまが本取引を利用して購入した追加型証券投資信託受益権については、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度により取扱います。

## 第5条（申込内容の変更）

1. お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名捺印し、これを当行に提出することによって申込内容を変更することができます。
2. お客さまの申し出による申込内容の変更時期は、口座振替日以外の変更については、口座振替日の5営業日までに当行に申し出た場合は、最初に到来する振替日の口座振替分から変更するものとし、口座振替日の4営業日前以降に申し出た場合は、次回の振替日の口座振替分から変更するものとします。

また、口座振替日の変更は、変更前または変更後の振替指定日のいずれか早い日の5営業日前までに当行に申し出た場合、最初に到来する変更後の振替指定日から変更するものとし、最初に到来する変更後の振替指定日の属する月に振替済の場合は、翌月から変更します。なお、変更前または変更後の振替指定日のいずれか早い日の4営業日前以降に当行に申し出た場合、最初に到来する振替指定日の属する翌月の指定日から変更します。

## 第6条（払込方法）

1. 指定ファンドの購入資金の払込みは、お客さまからあらかじめ指定された預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から自動振替により行うものとします。
2. 指定預金口座は、当行のお客さま名義の普通預金口座または当座預金口座とします。

## 第7条（払込開始時期および払込期間）

1. お客さまが口座振替日の5営業日前までに本取引を申し込まれた場合は、最初に到来する振替日から口座振替により払込みを開始するものとし、口座振替日の4営業日前以降に申し込まれた場合は、次回の振替日から口座振替により払込みを開始するものとします。
2. お客さまから本取引に関する変更または中止の申し出がない場合は、指定ファンドの信託期限（償還期限）まで払込みを行うものとします。ただし、払込期間内であっても指定ファンドが償還となった場合は、取扱を中止します。

## 第8条（払込金の取扱）

1. 当行は、お客さまの指定ファンドの購入にあてるため、1ファンドについて毎月1回お客さまの指定する口座振替日（1日から月末までの任意の日、ただし月末日でない28日・29日・30日は指定できないものとします。また「つみたてNISA」の場合は、5日・10日・15日・20日から選択していただきます）に、お客さまがあらかじめ申し出た一定の金額（以下「振替金額」といいます。）を、指定預金口座から自動振替により払込むものとします。なお、この場合には普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、普通預金払戻請求書または当座小切手は不要とします。

2. お客様の指定する口座振替日の翌営業日が指定ファンドの買付不能日にあたる場合は、実際の振替日がおお客様の指定する口座振替日の翌営業日以降になることがあります。
3. 1回の払込金の金額は、1ファンドについて5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（払込金額から、当行の自動けいぞく（累積）投資約款第5条第2項に定める当行の目論見書補完書面に記載された当該ファンドの手数料および消費税を除いたものとし、当該手数料がゼロの場合は払込金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込み場合は、申込み全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような払込金額の指定はできないものとします。
4. 年間2回まで、毎月の払込金額にお客様が指定する金額を増加し、振替口座から引落とし、指定銘柄を買い付けることができます。但し、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合には、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての前項の払戻金額と本項の増額金額との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできません。
5. 口座振替日において指定預金口座の残高（総合口座、カードローン契約、または指定預金口座が当座預金で当座貸越契約のある口座の場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額は含みません。）が振替金額に満たない場合は、口座振替および指定ファンドの購入は行いません。また、残高不足により口座振替が不能になった場合の翌月の振替金額については、翌月分のみを振替えるものとします。
6. 口座振替日において、複数の指定ファンドを申し込まれているお客様の指定預金口座の残高（総合口座、カードローン契約、または指定預金口座が当座預金で当座貸越契約のある口座の場合、その当座貸越を利用できる範囲の金額は含みません。）が振替金額の総額に満たない場合は、すべての指定ファンドの購入を行いません。この場合の翌月の振替金額については、翌月分のみを振替えるものとします。

## 第9条（購入方法）

当行は、お客様の指定ファンドの払込金により、当該指定ファンドの自動けいぞく（累積）投資約款の定めに従って購入を行います。

## 第10条（購入時期および購入価額）

1. 当行は、お客様の指定預金口座からの口座振替による払込金の受入れをもって、指定ファンドの購入の申込があったものとして、口座振替日の翌営業日（以下「購入申込日」といいます。）に指定ファンドの購入を行います。
2. 購入申込日が指定ファンドの買付不能日にあたる場合は、購入申込日の翌営業日以降最初に購入可能となった日に指定ファンドの購入を行います。

3. 指定ファンドの購入価額は、当該指定ファンドの自動けいぞく（累積）投資約款に定める買付価額とします。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、指定ファンドの委託会社が購入の申込を受付けない場合、または取消した場合は、購入の申込は成立しません。この場合、自動振替した払込金は、口座振替日の翌営業日以降に指定預金口座に戻いたします。

#### **第 11 条（返還および果実の再投資）**

返還および果実の再投資は、各指定ファンドの自動けいぞく（累積）投資約款の定めに従って行うものとします。

#### **第 12 条（取引および残高の通知）**

当行は第 9 条および第 10 条にもとづく取引の明細ならびに指定ファンドの購入払込金および残高については、原則として 3 ヶ月に 1 回、期間中の証券投資信託受益権の購入明細および取得合計口数ならびに購入合計金額等を記載した書面（以下「取引残高報告書」といいます。）により通知します。

#### **第 13 条（対象ファンドの除外）**

対象ファンドが以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該ファンドを対象ファンドから除外することができるものとします。この場合、当行はお客さまに遅滞なくその旨を通知するものとします。

- ①当該対象ファンドが償還されることとなった場合、もしくは償還された場合。
- ②その他当行が必要と認めた場合。

#### **第 14 条（反社会的勢力との取引拒絶）**

この積立投信は、次条第 6 号に該当する場合、または自らもしくは第三者を利用して次条第 7 号に該当する行為をした場合には利用することができず、この場合には当行はこの積立投信の申込みをお断りするものとします。

#### **第 15 条（解 約）**

1. 本取引は、以下の各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ①お客さまが当行所定の手続きにより本取引の解約を申し出た場合。
  - ②お客さまが指定預金口座を解約された場合。
  - ③お客さまが指定ファンドの自動けいぞく投資口座を解約された場合。
  - ④当行が本取引業務を営むことができなくなった場合。

- ⑤第13条により指定ファンドが対象ファンドから除外された場合。
- ⑥お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑦お客さまが自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - E. その他前AからDに準ずる行為
- ⑧やむをえない事由により、当行が本取引の解約を申し出た場合。
2. 前項に定める場合のほか、お客さまが「NISAに関する約款」に基づく本取引のご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定めるときをもって本取引を解約する旨をお申し出いただきます。
- なお、お客さまが当該解約の申し出をされない場合、本取引は継続し、当該指定ファンドは特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当行は、裁量により、当行の任意の時期にお客さまから本サービスの解約のお申し出があったものとして取扱うことができることとします。
- ①お客さまが当該約款第9条の3の規定により累積投資勘定から非課税管理勘定への勘定の変更を行う場合 勘定が変更される時
  - ②当該約款第14条の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される時
  - ③お客さまが当該約款第5条第2項または第6条第2項の規定により累積投資勘定を廃止する場合 累積投資勘定が廃止される時

- ④当該約款第2条第1項に定める、累積投資勘定の勘定設定期間が終了する場合 累積投資勘定の勘定設定期間が終了するとき

### 第16条 (印鑑照合)

お客さまが当行所定の書類に使用された印影を、当行がお届けの印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱をした場合は、それらの書類について偽造・変造等があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第17条 (規定の変更)

1. この規定は、法令の改正または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表するところにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

### 第18条 (その他)

1. 当行は、この契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
2. 第12条にもとづいて、当行がお客さまに対して交付する本取引に関する諸通知が、転居、不在、その他お客さまの事由により延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとして取扱うことができますものとします。
3. この規定に定めのない事項については、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「自動けいぞく(累積)投資約款」(つみたてNISAで買付けをすることができる投資信託の銘柄については、「NISAに関する約款」を含みます。)により取扱うものとします。

なお、お客さまが当該約款に基づき、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

2020年4月1日

以 上

<ご参考> 「口座振替日」と「購入申込日」の関係

この規定に定める「口座振替日」（第2条他）と「購入申込日」（第10条）の関係について、以下に例をあげてご説明いたします。

(例) 口座振替日として毎月20日をご指定の場合

1. 原則（休日のない場合）

①購入価額を購入申込日の基準価額としている「指定ファンド」（第3条）の場合

| 20日     | 21日     |
|---------|---------|
| 「口座振替日」 | 「購入申込日」 |
|         | 約定日     |

20日：指定ファンドの購入資金を指定預金口座から引落しいたします。

21日：指定ファンドの購入の申込を行います。

当日の夜間に購入単価（基準価額）が決定し、引落した購入資金で購入できる指定ファンドの口数、購入手数料等の取引内容が確定します。

②購入価額を購入申込日の翌営業日の基準価額としている指定ファンドの場合

| 20日     | 21日     | 22日 |
|---------|---------|-----|
| 「口座振替日」 | 「購入申込日」 | 約定日 |

20日：指定ファンドの購入資金を指定預金口座から引落しいたします。

21日：指定ファンドの購入の申込を行います。

22日：当日の夜間に購入単価（基準価額）が決定し、引落した購入資金で購入できる指定ファンドの口数、購入手数料等の取引内容が確定します。

2. 口座振替日が休日の場合

①購入価額を購入申込日の基準価額としている指定ファンドの場合

| 19日     | 20日 | 21日     |
|---------|-----|---------|
| 「口座振替日」 | 休日  | 「購入申込日」 |
|         |     | 約定日     |

②購入価額を購入申込日の翌営業日の基準価額としている指定ファンドの場合

| 19日     | 20日 | 21日     | 22日 |
|---------|-----|---------|-----|
| 「口座振替日」 | 休日  | 「購入申込日」 | 約定日 |

※購入価額の決定方法は、指定ファンドの目論見書でご確認ください。